

令和5年度第3回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石川	鈴木	田城	徳田	大森	永嶋	松島
出欠	○	○	○	○	欠	○	○

【事務局】

- 事務局……環境部：別井課長、川田係長、竹澤主事
都市建設部：阿久津係長

全体進行：《別井課長》

1 開 会 《別井課長》

令和5年度第3回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

2 あいさつ

石川会長あいさつ

3 協議事項 《石川会長進行》

別井課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日6名の委員全員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議회를代表し、会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：それでは協議事項（1）の条例第13条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

（1）条例第13条の規定による事業の許可について

《川田係長が資料により説明。》

2件の許可申請案件について説明した。

① NF505 太陽光発電所設置事業（西沢町1141番1）

② NF556 太陽光発電所設置事業（口粟野1380番2）

石川会長：申請事業ごとに審議する、①NF505 太陽光発電所設置事業について、ご意見やご質問はあるか。

質疑無し

石川会長：無いようでしたら、①NF505 太陽光発電所設置事業について原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、①NF505 太陽光発電所設置事業については、原案通り同意しました。次に②NF556 太陽光発電所設置事業について、ご意見やご質問はあるか。

質疑無し

石川会長：無いようでしたら、②NF556 太陽光発電所設置事業について原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、②NF556 太陽光発電所設置事業については、原案通り同意しました。つづきまして協議事項（2）その他について、皆様からなにかございますか。

石川会長：無いようでしたら協議事項（2）は終了しまして、以上で本日の協議はすべて終了させていただきます。みなさんご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

4 その他《別井課長》

別井課長：次第4のその他、委員の皆様から意見等ありますか。

一 同：《なし。》

別井課長：事務局から何かありますか。

事務局：今回は、令和6年3月末を予定している。

日程については、委員の皆さまに相談しながら決めていきたい。

別井課長：これで審議会を閉会する。

5 閉 会《別井課長》